

佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県茶業試験場長

佐賀県茶業試験場では、研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行ってますが、当場における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県茶業試験場の運営・管理責任者】は次のとおりです。

- 1 最高管理責任者：佐賀県茶業試験場長
(機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者)
- 2 統括管理責任者：佐賀県茶業試験場副場長
(最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者)

【事務処理手続に関する相談受付窓口】は次のとおりです。

- ◇ 佐賀県茶業試験場総務担当係
〒843-0301
佐賀県嬉野市嬉野町下野丙 1870-5
電話：0954-42-0066 FAX：0954-20-2004
電子メール：chagyoushiken@pref.saga.lg.jp

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

- ◇ 佐賀県農林水産部農政企画課
〒840-8570
佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話：0952-25-7257 FAX：0952-25-7290
電子メール：nouseikikaku@pref.saga.lg.jp
- ◇ 佐賀県ほっとライン（公益通報制度）
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00320108/index.html>
県職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。
- ①県庁ホットラインに関する問い合わせ先
〒840-8570
佐賀県佐賀市城内 1-1-59
佐賀県総務部人事課
電話：0952-25-7011 FAX：0952-25-72691
電子メール：jinji@pref.saga.lg.jp

②県民窓口

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

電子メール：k-hotline@pref.saga.lg.jp

○封書での通報の場合には、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

○電子メールでの通報の場合は、メール件名に「公益通報」と記載してください。

(メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載が無い場合、
通報メールとして確認できないことがありますので、必ず記入してください。)

※通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正とする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当たってご協力を求める場合があります。
なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。

佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制

